

# パネルディスカッション

## NeXEHRs コンソーシアム

皆でこれからの健康医療情報プラットフォームを  
創ろう・使おう・守ろう  
市民・患者・医療者がみんなで支える  
次世代の健康医療情報共通プラットフォームへ

NeXEHRs コンソーシアムは、次世代健康医療記録システムの  
共通プラットフォーム実現を目指すコンソーシアムです。

### NeXEHRs（次世代健康医療記録システム）の3つの基本コンセプト

#### 本人主体管理

個人に基づく健康医療情報を医療提供機関単位ではなく、  
本人（患者等）単位で1記録とし、  
そのバックアップコピーを本人主体で管理する。

#### 本人・医療提供者 間での情報共有

本人と医療提供者は、  
本人が明示的に拒否する場合を除き、  
医療時に医療情報を共有する。

#### 自他共栄

より良い医療を開発して他の患者への  
診療にも将来貢献するため、匿名化した  
医療情報を安全に二次利用する。

#### 5つの実現方針 PAI-BICS

患者・市民参画  
PPI : Patient and  
Public Involvement



BigData

Cloud 環境

標準化 Standard

人工知能 AI  
自動化 Automation  
IoT インターフェイス

## 第2回 NeXEHRsシンポジウム ～みんなで語ろう！次世代の健康医療情報～

日時：2022年5月17日(火) 13:00～15:30

会場：御茶ノ水ソラシティホール[West]、Web視聴



### 【プログラム】

- 1) 開会挨拶  
大江 和彦 (NeXEHRsコンソーシアム会長)
- 2) NeXEHRsコンソーシアム活動の紹介  
「コンセプトとその実現に向けて」  
大江 和彦 (NeXEHRsコンソーシアム会長)
- 3) 特別講演  
「スマート機器とAI：デジタルテクノロジーで変わる21世紀の健康医療」  
林 信行 (テクノロジージャーナリスト兼コンサルタント)
- 4) パネルディスカッション  
「NeXEHRsの3つの基軸コンセプト～本人主体管理・情報共有・自他共栄～を考える」  
司会、コーディネータ  
古井 祐司 (東京大学未来ビジョン研究センター特任教授)  
大江 和彦 (NeXEHRsコンソーシアム会長)  
パネリスト (順不同)  
山口 育子 (認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長)  
川田 裕美 (株式会社ヘッジホッグ・メドテック 代表取締役CEO)  
木暮 祐一 (一般社団法人ITヘルスケア学会 理事)  
森内 浩幸 (長崎大学病院 小児科教授)
- 5) まとめ・閉会挨拶  
大江 和彦 (NeXEHRsコンソーシアム会長)

※ 内容は一部変更になることがあります。  
最新情報はシンポジウムHPをご覧ください。

主催：次世代健康医療記録システム共通プラットフォーム(NeXEHRs)コンソーシアム  
共催：日本医療情報学会NeXEHRs課題研究会

# 3つの基本コンセプト

## 1. 本人主体管理： -- 情報管理は患者・市民が主役 --

個人に基づく健康医療情報を、医療提供機関単位ではなく、本人(患者等)単位で1記録とし、そのバックアップコピーを恒常的に管理して、必要に応じて本人の健康管理に役立てられるようにする。

議論の材料：

- 1) 日々のカルテの細かい記載全部を保管しなくてよいですか？  
要約（サマリー）、検査結果とその報告書（画像を含む）  
治療内容の記載（手術・処置・注射データ・処方データ）
- 2) 管理は民間企業（データ銀行のようなところ）でも公的機関でも、どちらでもよいですか？
- 3) 本人の死後はどう取り扱うのがよいでしょうか？  
未成年者の情報は、親権者が管理してよいですか？
- 4) かかる費用は誰がどうやって負担しましょうか



# 3つの基本コンセプト

## 2. 本人・医療提供者間での情報共有： — 情報活用は医療者と共に —

本人と医療提供者は、医療時に医療情報を共有する(明示的に拒否する場合を除く)。

議論の材料：



1) 他の機関でのこれまでの医療情報は、特に患者が一部拒否をしない限り、診療時に別の病院に見てもらってよいですか？ 見せたくない情報はありそうですか？

2) 本人が意識がない時などで緊急医療の必要時には、救急医療者は過去のすべての医療情報を参照できるとしてよいですか？

3) 未成年者の場合には、どのように考えることが必要ですか？



# 3つの基本コンセプト

## 3. 自他共栄： -- みんなが健康になるために --

より良い医療を開発して他の患者への診療にも将来貢献するために、仮名化した医療情報を安全に二次利用することを前提とする。

議論の材料：



1) 医療の発展のために、匿名化して誰のものかわからなくした医療情報は、事前の包括的な同意があれば、学術研究や企業の医療機器や薬の開発にどんどん使用してもよいですか？



2) 匿名化して誰のものかわからなくした医療情報は、本人の死後は、学術研究や企業の医療機器や薬の開発に使用してよいですか？

3) 共通プラットフォームを長く運営するために、データ利用社から料金をとるのはいかがでしょうか？

**活発な意見交換を期待！**